

## 第十六編 産業組合

### 序 説

從來本年鑑に於ては、「産業組合」なる項目がなかつたのを、本年特に此編を挿入した。其の理由は、從來の本年鑑、殊に昨年の年鑑に於ては、産業組合の一種なる購買組合の中生計用品のみを取扱ふ所謂消費組合に關しては便宜上「生計費問題」の編に於て幾分取扱つたのであるが元來消費組合なるものは、單純なる生計費の問題ではなく更らに進んだ一つの組合運動でなければならぬ。恰も昨年より本年へかけての新興労働者階級の消費組合運動の勃興は、我國に於ける真正なる消費組合運動の時代の正に來らんとする事を示した。乃ち此機に於て消費組合を「生計費問題」の編より離しく之を取扱ふことにしたのである。然し我國の現狀に於ては、消費組合は法制上に於ても亦實際上の取扱に於ても産業組合の一種であつて、吾々は他の産業組合より消費組合を全然切離して考察することは極めて困難

である。之を以て本編に於ては消費組合と共に他の産業組合をも記述したのである。斯く論じ來ると、編者は消費組合以外の産業組合を極めて軽く觀、消費組合の從屬物の如く觀察してゐるが如き嫌があるが、決して消費組合以外の産業組合に其自身の價値あることを否認するものではない。元來我國の産業組合は獨逸の夫れに倣つたものである。獨逸の産業組合は元來資本主義經濟組織の發展に伴うて其侵害を最も蒙むる中企業者の保護を目的とするものであつた之を移植した我國の産業組合も亦斯くの如き色彩を帯びざるを得なかつた。乃ち我國の産業組合が中企業者殊に農村に於ける中小農民組合たる觀を呈せる所以である。

記述の順序は第一を産業組合一般とし第二を消費組合とし、最後に調査統計を置いた。「産業組合一般」の記述は、各府縣個々の出來事は一切之を略し、主として我國産業組合全體にとつて重大なるもののみを取扱つた。消費組合の記述に於て、其地域は本年鑑の範圍外であつたが滿鐵消費組合撤

廢運動を取扱つた。之は消費組合に對する小賣商人の反感といふ消費組合運動の初期に於ける一般的事件を大きくして吾々に見せて呉れたといふ點で掲げたのである。二の調査に於ては、大正十年夏當研究所員丸岡重喜氏の調査せる結果の一部を掲げて置いた。

### 第一 産業組合一般

#### 一 記 述

##### 産業組合法改正

三月九日政府より第四十四回帝國會議に提出せられたる産業組合法中改正法律案は同十五日衆議院に於て同二十五日貴族院に於て原案通り可決確定したるが今左に其の全文を掲載しよう。

第一條中 「生計」を「經濟」に「購買し之に加工し又は加工せずして」を「買入れ之に加工し若くは加工せずして又は之を生産して」に「組合員の生産したるものに加工し又は組合員をして産業に」を「組合員をして産業又は經濟に「生産組合」を「利用組合」に「出資一口」を「出資一口の金額及出資一口に付定款の定むる所に依り加入に關し拂込むべき金額の合計

額」に「第四項の規定に依る貯金を取扱ふ」を「第四項の規定に依り手形の割引又は貯金の取扱を爲す」に改む

第十六條の六 第一項但書を削り同條に左の一項を加ふ

組合原簿に記載したる事項の變更の届出又は組合原簿の提出は前二項の規定に拘らず其の事業年度の終りより二週間内に之を爲すことを得但し組合の脱退には保證金額の減少に就ては總組合員の同意を以て定款に之を定めたる場合に限る

第卅四條中の二 理事缺けたる時は總會の召集は監事之を行ふ理事が第卅三條の規定に依る請求ありたる日より二週間内に正當の事由なくして總會召集の手續きを爲さざる時は監事は其總會を召集すべし

第四十三條中に左の一項を加ふ  
前項の配當すべき剰餘金の計算に就ては計算上不便なる拂込金の端數金額は之を切り捨つる事を得

第六十二條の二 理事の缺けたる爲損害を生ずる虞れある時は地方長官は假りに理事を選任することを得

第七十六條 産業組合聯合會は左の目的を以て之を設立する事を得

- 一、所屬組合に必要な資金を貸付し及時金の便宜を得せしむる事(信用組合聯合會)
- 二、所屬組合の賣却するものに加工し又は加工せずして之を賣却する事(販賣組合聯合會)
- 三、所屬組合の購買する物を買入れ之に加工

産業組合

し若しくは加工せずして又は之を生産して所屬組合に賣却する事(購買組合聯合會)

四、所屬組合をして必要なる設備を利用せしむる事(利用組合聯合會)

生産組合聯合會は産業組合又は産業組合聯合會を以て之を構成す但し信用組合聯合會は同種の事業を行ふ聯合會を以て販賣組合聯合會及購買組合聯合會は同種の事業を行はざる産業組合には産業組合聯合會を以て之を構成する事を得ず

第九十三條の三 第四條第二項又は第八十三條第二項の規定に違反したる者は十圓以上百圓以下の科料に處せらる

第九十四條中「前條」を「前二條」に改む  
第九十六條中「伊豆七島に於ては東京府知事」を削る

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
本法施行前に設立したる生産組合又は生産組合聯合會は之を本法に依り設立したる利用組合又は利用組合聯合會と看做す

第十七回全國産業組合大會

産業組合中央會主催第十七回全國産業組合大會は、五月八、九兩日大分市に於て開催せられた。同會に於て表彰せられし産業組合、提出議題、協議問題並に議決如左。  
第十三次表彰産業組合

北海道上川郡鷹栖村字近文

有限責任鷹栖信用購買販賣組合

同 茅部郡森村大字森村 同森村信用組合

東京北多摩郡小金井町

有限責任小金井信用購買組合

京都加佐郡新舞鶴町 同新舞鶴信用組合

大阪泉商郡日根野村 無限責任日根野信用購買組合

兵庫佐用郡江川村

有限責任江川信、購、販、組合

同多紀郡南河内村

無限責任南河内信用組合

長崎東彼杵郡彼杵村

有限責任上彼杵信、購組合

新潟西蒲原郡彌彦村

無限責任彌彦村友義信組合

埼玉北足立郡浦和町

有限責任埼玉縣信組合聯合會

群馬高崎崎市九藏町

有限責任高崎信用組合

千葉安房郡平群村平久里中

同平群信、購、販、生産組合

栃木上都賀郡落合村

同落合村信、購、販、生、組合

奈良添上郡治道村發志院

同發志院信用組合

三重阿山郡河合村馬場

同河合信、購、販、組合

愛知南設樂郡東郷村

同上平井信、購、組合

静岡賀茂郡仁科村濱

仁科信用組合

滋賀愛知郡豊稜村 同共榮社信、販、購、組合  
長野上伊那郡東春近村

有限責任上伊那信、販、組合  
福島東白川郡鮫川村渡瀬

無限責任渡瀬信用組合  
青森中津輕郡藤代村

同致遠信用組合  
福井南條郡南柚山村

有限責任南柚山信、購、生、産組合  
富山米見郡窪村

無限責任湖光信、購、販、生組合  
岡山御津郡字廿西村

有限責任字廿西村信、販、購、組合  
広島佐伯郡河内村上河内

無限責任河内信用販、購、生、組合  
山口佐波郡防府町

同防府信用組合  
徳島板野郡松坂村那東字小原

有限責任松坂信、販、販、組合  
愛媛周桑郡吉井村玉之江

同吉井村信、購、販、生組合  
喜多郡新谷村新谷町

同新谷信、購、販、生産組合  
高知長岡郡長岡村

同大典記念長岡村信、販、購、生組合  
福岡粕屋青柳村青柳町

無限責任青柳信、購、販、生組合  
田川郡糸田村

有限責任糸田信、購、組合  
大分速見郡東村猪野 同東信、購、生、販組合  
同日田郡中津江村 同津江信、購、販、生組合  
佐賀東松浦郡七山村  
有限七山村信、購、販組合

鹿児島薩摩郡樋脇村

同塔之原信、販、購組合

第十次特別表彰組合

長野小縣郡和村 有限和信用販賣購買組合

山口豊浦檜崎村

無限檜崎信、購、販、生産組合

大會協議問題及決議

甲 中央會提出協議問題

一、我が國現時の情勢に對して吾人産業組合に從事するものは如何に之に處すべきか

【議決】

益々勤儉力行を奨めて産業の發展を促し思想の善導に力むること

説明 近來消費一般に増加し殊に戦後の好況に伴ひ益々其傾向の甚きを見る今や經濟反動の時に方り大に警戒して勤儉力行を奨むるを必要とす又方今思想の動搖に際し殊に戦後其推移の未だ測るべからざるものあり宜く益々風教の涵養に力めざるべからず

共存同榮の主旨に則り組合の發展を期し進みて社會經濟の匡濟と國家福利の増進とに資すること

説明 共存同榮の主旨に則り獨り一郷一村の副利に止らず更に産業組合の効果を發揚して社會及國家の進運に貢獻せんとす

乙 支會及會員提出協議問題

一、農業倉庫業法中に農業倉庫聯合會を設置し得るの規定を設け宛も産業組合聯合會の産業

組合に對するが如く所屬倉庫の聯合機關と爲すの途を開く様法令を改正せられんことを其筋に建議すること(廣島支會提出)

撤回

二、農業倉庫の聯合機關に關する法律制定の義を其筋へ建議するの件  
理由 農業倉庫の機能を充分發揮せしむる爲の之が聯合機關設置の必要あるに因る(三重支會提出)

【議決】 否決

三、産業組合聯合會農業倉庫經營の件  
理由 産業組合聯合會も亦農業倉庫業たるを得る様法規改正を其筋に建議して之が實現を期し農業倉庫の發達を計らんとす(山口支會提出)

四、農業倉庫業者として産業組合聯合會と認むる様農業倉庫業法の改正を其筋へ建議の件(岐阜縣購買販賣組合聯合會提出)

【議決】 右二問は既に建議中に付更に其採擇を督促すること

五、囑託登記制度廢止の件  
理由 繁鎖なる手数を省略せんが爲法規改正方其筋に建議の件(山口支會提出)

【議決】 研究することとし留保す

六、政府供給低利資金の利率は總て同率を以て取扱はれたことを建議すること

理由 現在供給に係る資金は内務遞信農商務各主管省を異にするに従ひ其利率にも亦差異あり而も産業組合が多く斯の如きは組合獎勵上支障なしとせず故に之を總て同率

とし取扱はるゝ様建議せんとする所以なり  
(埼玉支會提出)

【議決】 否決

七、産業組合低利資金利子低減の件

産業組合に融通せらるゝ政府低利資金の利率は内務省融通のものに對し利率は著しき相違あり付ては内務省融通のものと同利率にせられんことを望む(大阪支會提出)

【議決】 否決

八、産業組合及聯合會に對しては低利資金を政府より直接融通せらるゝ様建議すること

理由 産業組合及聯合會に對し低利資金を勸業銀行農工銀行を通過して融通せらるゝ故折角の低利資金も比較的高利となり低利資金の効果全きを不得故に政府より直接融通せられんことを望む(愛媛縣有限責任土居村信用購買組合提出)

【議決】 否決

九、自作農獎勵の爲め特別低利資金供給の件

理由 農産増殖並社會政策上の最大緊事たる自作農獎勵の爲め住宅資金同様特別資金供給の必要あるが故に信用組合及同聯合會を經て該資金の供給方其筋に建議せん(山口支會提出)

【議決】 次の通修正可決

自作農獎勵の爲め土地購入資金として特に低利なる資金を受くるの件

一〇、小農土地購入資金として利率年五分五厘内外にて借元入元利金を合せ年一割以内の年賦償還の方法を以て政府は郵便貯金を産業組

合へ融通せられ度建議すること(岐阜縣有限責任小鷹利信用購買組合提出)

一一、全國區域の購買組合大聯合會を組織せんとするの件

理由 中央會に於て物資購入仲介斡旋をなされつゝあるも一層此の事業の擴張發達を期する必要あり而して近くは産業組合法改正の法律公布せらるゝ趣に付全國區域の購買は組合聯合會を設立するを適當と認むるに依る(三重支會提出)

【議決】 尙研究を繼續することとして保留

一二、産業組合より醬油醸造免許を出願したるときは之を許可せらるゝ様大會の決議を以て其筋へ建議すること

理由 醬油は生活上の必需品にして隨て産業組合に於てこれか讓造の免許を要望するもの頗る多きに因る(岡山縣有限責任新山信用販賣購買組合提出)

一三、産業組合が組合員に賣却する目的として醬油醸造の取扱ひに付き申請する場合は成るべく免許せらるゝ様其筋に建議の件

理由 醬油は生計に最も必要なるものにして一日も缺くべからざるが故に其の原料たる小麥鹽等を購入し之に加工して醬油とし組合員に賣却することは組合員の經濟の發達上最も必要なりと信ず然るに從來右事業を組合に於て取扱方に付申請する場合當局の取扱區々にして免許せられざる場合尠からず爲に産業組合の能力を充分發揮せしめ得ざるは遺憾なり故に本大會の決議によ

り主文の件を其筋へ建議せんとするに在り(兵庫縣有限責任黒川庄信用購買販賣生産組合提出)

【議決】 右二間は建議を要せず

附帶決議 中央會に於て目的を達する様努力せられたきこと

一四、産業組合が購入讓受又は寄附を受けたる土地建物の所有權を組合員に移轉したる場合に於ける登録税(地租割を除く)免除を其筋へ建議すること

理由 組合が組合員に住宅及其用地の供給及隨時耕地買収し置き之を自作農者に供給し又は耕地及農舎を設備して共同農作の實行若くは農業倉庫を設備して米の平均賣を行はしむる等益々社會政策的の事業經營を容易ならしめんとするにあり

一五、國、北海道、府縣、郡、又は市町村の所有に屬する土地建物は隨意契約に依り産業組合に之を賣却又は貸付することを得べき様法の改正を其筋へ建議すること(右二間福井支會提出)

【議決】 右二間傍線の箇所削除 可決

一六、國費を以て地方廳に産業組合事務官及事務官補を速に設置せられんことを其筋へ建議すること

理由 近時産業組合數は著しく増加したるを以て之か指揮監督を少數なる地方費支辨吏員のみにては到底良好の成績を擧げ難き情況なるのみならず社會政策として産業組

合の指導監督を爲し之が改善發達を促進せしむるは國家重要な政務なるが故に國費支辨の設置するは當然なりと認めたるに因る  
(福井支會提出)

一七、國費を以て地方廳に産業組合専任係官を設置せられんことを其筋に建議すること

理由 本件は既に大會に於て決議せられたるも未だ之が實現を見ず之が貫徹は産業組合の指導監督上最も緊急なるを以て速かに實現せんことを斯するにあり(三重支會提出)

【議決】 十六の問題を十七の通り改め一括して可決

一八、市町村歳入出に屬する現金を信用組合に預け入れ得る様其の筋へ建議の件(岐阜縣有限責任不破郡購買販賣組合聯合會提出)

一九、町村歳入出に屬する現金を信用組合に預け入れ得る様其の筋へ建議の件

理由 信用組合は町村の基本財産を貯金として取扱ひ得るも歳入出に屬する現金を取扱ひ得ざる爲め組合に於ける資金の圓滑を計る上のみならず町村に在りても殆んど其の町村全體の住民より成立し町村の金融機關たる信用組合に對し右の取扱を爲し得ざるは不便とする所尠少ならず

右の理由により町村歳入出に屬する現金を信用組合に貯金し得る様本會の決議を以て其の筋に建議せんことを在り(兵庫縣有限責任多可郡黒田庄信用購買販賣生産組合提出)

二〇、町村の金庫事務を其町村所在の信用組合に於て取扱得る様市町村財務規程第二十四條の改正並に産業組合法中に適當の條文追加を中央會より其筋に建議せられたき件

理由 信用組合は町村民大多數の自治的金融機關にして出納及保管上確實なるを一面組合の發達助成上利益あればなり(山口縣岩國信用購買販賣組合提出)

【議決】 右三問一括可決  
文章は中央會に於て便宜作成せられたきこと

二一、産業組合聯合會に對し鐵道の運賃を輕減し尙貨車の配給に付ては優先權を付與せられむことを其の筋に請願すること(石川縣保證責任鹿島郡販賣購買組合聯合會提出)

【議決】 可決  
二二、産業組合及産業組合及産業組合聯合會が發行する貯金通帳に印紙税を特免せられんことを全國産業組合及聯合會が連署を以て貴衆兩院に請願せんことを

理由 本件に對しては毎回大會の決議により中央會より請願交渉を重ねるも雖も未だ實現せざるを遺憾とす依て全國各組合及聯合會が連署請願をなし一層氣勢を高め之が實現を促進せんことを(滋賀縣支會提出)

二三、産業組合の取扱ふ貯金に關する通帳及證書に對しては印紙税を免除せらるる様法の改正を其筋へ建議すること

理由 近時經濟界及思想界の變動に鑑みるも益々組合員に勤儉を勵行せしめ各種普通

當座、定期規約据置養老教育婚姻徴兵何々記念等の貯金を獎勵するの要あるも一人に對し數冊の通帳を交付し且つ其金額僅少なるを以て法定の印紙を貼用するは組合經營上困難なるに因る(福井縣有限責任下文殊信用購買販賣組合提出)

【議決】 右二問は一括して前數回の決議を實現する様中央會に於て盡力せられたきこと  
二四、日用品を取扱ふ購買組合に煙草小賣を指定せらるる様其筋へ請願の件(長崎支會提出)  
二五、産業組合に煙草の小賣を許可せられんことを其筋へ建議すること

理由 本件は既に全國産業組合大會に於て屢々決議し其筋へ交渉せられたるも未だ其の目的を達せず産業組合の購買品は其の組合に限り賣却し之が純益は亦組合員の利益に歸屬するものなるを以て産業組合に鹽と同様煙草を指定せらるるも何等の弊害あるを認めざるのみならず組合員の不便尠からざるによる(福井縣有限責任下文殊信用購買販賣組合提出)

【議決】 右二問は從來の決議を實現する様中央會に於て盡力せられたきこと

二六、基礎の鞏固にして優良なる産業組合に於て生産に必要な動力並點燈用として電氣事業經營の計畫ある場合他に先んじて許可を與ふる方針を採用せられんことを農商務遞信の兩大臣に建議すること(佐賀支部提出)

【議決】 其目的を達する様中央會に於て盡力せられたきこと

二七、總代會は組合員三百人以上ある際に設くることを得ることに法令の改正を望む

理由 現行法令は五百人以上の組合員ある場合には總代會を設くることを得る規定なるも斯く多數集合すべき場所なきは勿論本道の如く五町歩營農を單位とする地方にありては勢ひ其區域も廣濶となり爲めに定足數を得るは容易のことならず依て五百人以上を三百人以上に減せられんことを切望する次第なり（北海道上川廳管内産業組合聯合研究會提出）

【議決】 委任狀を以てすれば實際の場合差支なきを以て否決

二八、表彰せられたる産業組合及功勞者には離宮振天府御苑拜觀寺特別の榮譽を與へらるゝ様中央會に於て盡力せられたきこと（受知縣有限責任尾三信用組合聯合會提出）

【議決】 決議せざること

二九、雜誌『産業組合』の廣告中販賣組合の販賣品は其實質を調査研究の上掲載せられむことを望む

理由 産業組合が廣告する販賣品は品質に於て確實に保證せらるべきは當然なりと信ずと雖も往々粗製不統一の物品を販賣せらるゝ向あり中央會に於て適當の方法を以て品質に於ける保證方法を設けられんこと

（滋賀支會提出）

【議決】 決議せざること

三〇、中央金庫設立の議をして速かに實現せしむる様其筋に建議すること（山梨縣有限責任

二官信用購買販賣生産組合提出）

【議決】 中央會に一任すること

三一、中央會事業として活動寫眞を作製し産業組合思想を宣傳せられんことを速かに實施せられたし（山梨野有限責任下芦川信用購買組合提出）

【議決】 可決

### 産業組合中央會沖繩支會設立

産業組合中央會の支會は北海道其他各府縣悉く設置せられ沖繩のみ未設置であつたが七月一日を以て沖繩支會設立の手續をなした。

### 改正産業組合法の實施

曩に改正公布せられたる産業組合法中改正法律大正十年法律（大正十年法律第七十三號）の施行期日に關し八月三日勅令を以て八月十三日より實施する旨を公布せられた。

### 産業組合中央會の婦人講習會

産業組合中央會に於ては婦人に向て消費經濟に關する知識の發達を圖り消費組合の普及を期する目的を以て九月八日より同十

四日に至る一週間毎日午後一時より五時まで牛込區揚場町なる同會講堂に於て婦人講習會を開催した。

講習科目及講師如左。

産業組合概論

農商務技師農學博士 有働 良夫

消費經濟概論現在の小賣組織

東京帝國大學教授法學博士 河津 暹

我國に於ける消費組合

産業組合中央會主事 左子 清道

外國に於ける消費組合家計費問題

法學博士 高野岩三郎

婦人と消費組合

東京帝國大學助教授 本位田祥男

住宅問題

農學博士 西垣 恒矩

社會政策及社會事業に於ける婦人の地位

内務省社會局長 田子 一民

尙講習申込者は三十五名にして修了者二十一名であつた。

### 農商務省産業組合低利資金

農商務省より地方産業組合及畜産組合並に耕地整理事業資金として各府縣に割當たる十年度低利資金の内産業組合低利資金割當額如左。（金額單位千圓）  
北海道 一七六 東京 五八二 京都 六二



全國產業組合及聯合會數調 (大正九年十二月末現在)

種類府縣	產業組合										計	責任		
	信	販	購	生	販	販	購	生	販	信		有	無	保
北海道	七	二	三	一	二	五	一	一	一	一	二	一	一	一
東北	六	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
東京	三	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
京都	五	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
大阪	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
神奈川	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
兵庫	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
長崎	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
新潟	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
埼玉	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
群馬	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
千葉	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
茨城	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
栃木	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
茨城	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
群馬	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
千葉	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三奈	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
愛知	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
靜岡	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
山梨	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
滋賀	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
岐阜	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
長野	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
宮城	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
福島	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
岩手	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
青森	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
山形	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

產業組合

三二七









全國產業組合事業別組合數

種別	組合數	事業別總組合數に對する割合	總組合數に對する割合
信用事業經營組合	二、九〇一	三六・二%	八・五%
販賣事業經營組合	七、〇三三	三三・五%	五・三%
購買事業經營組合	九、八三二	三三・五%	七・三%
生産事業經營組合	二、四四八	七・九%	一・八%
全國產業組合事業別聯合會數			

種別	聯合會數	事業別總聯合會數に對する割合	總聯合會數に對する割合
信用事業經營聯合會	六	三・二%	五・五%
販賣事業經營聯合會	七	二六・五%	五・〇%
購買事業經營聯合會	二〇	五九・七%	七・〇%
生産事業經營聯合會	二	七・七%	一・三%

第二 消費組合

一 記述

滿鐵消費組合撤廢運動

滿鐵にては先年物價騰貴の際より南滿一帯に涉り同社鐵道沿線に消費組合を設け社員に對し日用品の廉賣を行つて來た。會社は年額二百萬圓の補助を爲し、取扱ひ物品の運送に關しては自家の運輸機關を利用し

産業組合

運賃の半減若しくは全減を爲す等多大の恩典を與へてゐる。然るに一方本年に入つてから財界の不況が殊に甚だしくなると共に南滿鐵道沿線に居住してゐる小賣商人は此強大なる勢力を有する消費組合の爲め尠なからざる打撃を蒙つたのであつた。茲に於て此打撃を最も強く感じた鞍山の商人は先づ起つて滿鐵消費組合撤廢の運動を起し數日の後には南滿鐵道沿線に於ける未曾有の大運動と化したのである。左に其經過を記述してみよう。

鞍山の商人は同地青年會を中心として此運動を起し、一月二十七日同地に市民大會を催し左の宣言書と決議文とを南滿一帯の商業會議所並に同業組合等に送付した。

宣言書

茲に鞍山市民大會を開くに當り本會の態度を明かにし以て之を宣す製鐵所の發展に信賴し昨奉迄に鞍山市街に居を定めたる市民は七千餘人是れ皆製鐵所の發展を祈り其の餘澤を享けて茲に各自營業上の基礎を樹て永久の目的を有するものに外ならざりき然るに其業漸く緒に就かんとするや大正八年十一月滿鐵は消費組合を設け社員生活の安定を期する舉に出でたるは世界的物價暴騰の折柄滿鐵社員厚遇の道として或は

適當なる措置なりしならんも消費組合の不當販賣により在滿商人の打撃を蒙る事尠ならず殊に我が鞍山の如く新興の地にありては最大顧客として供給される四千有餘の社員間に於ける需用供給の道は爲めに斷絶せられ市況は急轉直下沈衰に陥り地方商人は多大の打撃を蒙り各地に移轉するもの枚擧に遑あらず殊に嚴格なる建築規定に制せられて資本の大半を固定し商家の倒産せるもの五十有餘戸に迫り殆んど救済の道絶え今や死に瀕せんとするに到る是れ誠に憂慮に堪へず夫れ生活の安定は社員にのみ留らず一般在住民も共に其軌を一にする處なり

抑も國家の爲め滿蒙開發の大使命は一般在住民の發展と相俟ちて初めて其實を擧ぐるものにして獨り滿鐵のみによりて達せらるべきものにあらず然るに何ぞや滿鐵は唯自己社員の厚遇に留まる消費組合を設け一般在住民生活の基を根柢より破壊し滿蒙貿易の道を撃滅するに到るは是れ全く植民政策の根本義に悖るものなり茲に於て我が鞍山市民は實業會を中心として沿線各地と相呼應して速かに消費組合の撤廢を要請し在留民生活の安定を圖らんとする所以なり

決議文

本會は滿鐵購買組合の撤廢を要請し其の目的の貫徹を期す右決議す  
大正十年一月二十七日 鞍山市民大會  
次いで二月六日奉天實業團は同地公會堂に於て同運動第一回大會を開き沿線各地實業團と提

携して同運動に参加し飽迄目的の貫徹せんことを議決し、委員を各地に派して遊説大いに努むる處があつた。

二月十八日には安東縣實業團が同地に大會を開催し同問題を議し、前記鞍山市民大會の夫れと大同小異の宣言、決議文を可決し、二十四日大連に開催の消費組合撤廢沿線聯合大會への代表員二名を選出した。

二月十九日には奉天公會堂に於て大陸日々新聞社主催の消費組合問題研究の演説會が開催せられた、同會には營口、大石橋、鞍山、遼陽、開原、四平街、公主嶺、本溪湖、撫順等沿線各地からの代表者が出席した、彼等の論旨は消費組合の撤廢を要求する急進派と、配給品に制限を附すべしとする穩和派との二派に分れて居た。二月二十四日午後大連商業會議所に於て同問題に關する滿洲實業團の總會を開催した。沿線各地の代表者の集まるもの數十名。委員の意見發表の後滿鐵消費組合撤廢懇請の件を決議し、二十六日其の代表者は野村、中西滿鐵正副社長、松本理事等と會見、消費組合撤廢を懇請したるも滿鐵側之を拒絶したる爲め問題一層紛糾し實業團は上京委員を選び政府議會各政黨に陳情運動を開始するに決定。

滿鐵社員並に従業職工の消費組合撤廢反對運動

二月二十三日夜、滿鐵沙河工場二千の職工は實業團の消費組合撤廢に反對の運動を起さんとして同夜工場俱樂部に大集會を催し消費組合撤廢絶對反對を決議し對抗運動を起すことになつた。又滿鐵社員も結束して實業團に反對し撤廢反對の請願書を提出するに至つた。

滿鐵々道沿線の各地に於ける實業團の消費組合撤廢運動の勢を増し鞍山の如きは群衆暴動化した程であつたが之に伴つて滿鐵社員、職工の反對運動も漸次熾烈となり滿鐵の機關紙を利用して之が宣傳に努める等南滿の天地は消費組合存廢問題で、以て上を下への大騒ぎを演じた。

三月七日午後相生大連商業會議所會頭及石本、金子三氏が滿鐵幹部と調停的懇談を爲したる結果滿鐵は從來無利息で貸與してゐた二百萬圓を回収し、其代り社員貯金を年八分の利息で貸付け、又無賃で貸してゐた家屋から相當の家賃を取立て、八割引の運賃も撤廢する等其主なる特權を撤廢して紛擾は解決するに至つた。

尙滿鐵消費組合は滿洲在住の商人の發展

を害し、我國殖民政策上弊害ありとなす説に對し滿鐵當局は次の如き事實を擧げてゐる。

即ち大正九年度上半期（一月一日—九月三十日）に於て滿洲在住の商工業者から購入した價格は決して尠くなく其額一百八十三萬一千五百四十七圓十九錢を算し、組合購入額の七割方に當るであらう。内滿洲品が一百十九萬四千九百三十四圓四十一錢、朝鮮品が六萬七千九百五十二圓二十八錢、内地品五十六萬八千六百六十四圓五錢と云ふ内譯になる。

右は滿洲日々紙の所載であるが、この言明が係争問題の核心に觸れたものであるかは疑なきを得ぬ。然し當局の意見の公表されたものを得られなかつたから、この儘之を掲げる。

消費組合、公設市場並小賣商店との値開き

消費組合、公設市場並小賣商店との値開きの一例として臺北に於て調査せられし同地の事情を左に表示する。

（大正十年九月一日現在）

品目	單位	臺灣總督府購買組合	鐵道購買組合	臺北購買組合	公設市場	小賣商店	エビスビール	出糶魚	板混布	高野豆腐	椎茸	鮭罐詰	筍罐詰	日本橋漬	鷺ミル	鯛テ	雲丹中瓶	麥粉	パ	片栗粉
内地米上	一升	三三〇	三〇〇	三三〇	三〇〇	三三〇	四九〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
コロト	米	三三〇	三〇〇	三三〇	三〇〇	三三〇	五〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
櫻麥	同	一八〇	一八〇	一八〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
大豆	同	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
黑豆	同	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
青豌豆	同	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
胡麻	同	五〇〇	五〇〇	五〇〇	七〇〇	八〇〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
鶏豆	同	三〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
酢	同	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
酢	同	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
酢	同	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇
ライトビール	一本	四七〇	四七〇	四七〇	五〇〇	五〇〇	四〇〇	三六〇	四三〇	二〇〇	二六〇	三五〇	三五〇	二四〇	二九〇	四〇〇	七五〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇

右の統計に付き注意すべき事は皆同一の品質に關する調査であること並に市場、小賣商店の値段は臺・市内の主なる市場、小賣商店各數ヶ所に於ける平均賣値であることである。

## 二 調査

左記の論述は、大正十年七月より九月にかけてなせる當研究所の第二回全國消費組合調査の結果を整理せる一部である。尙其詳細は程なく、公にせられるであらう當研究所第一、第二兩回の全國消費組合調査の結果に就いて觀られることを希望する。

注意 茲に消費組合といふは、産業組合に據り登記せられたる生計用品のみを取扱ふ單營購買組合を指すのである。

### (一) 分布状態

組合數の多い府縣數ヶ所を表示すれば如左。

東京府	一六	組合	栃木縣	九	組合
大阪府	八	組合	京都府	六	組合
愛知縣	四	組合	長崎縣	五	組合
			神奈川縣	八	組合

右の内栃木縣の九組合は多少意外の感があるが其中四組合は足尾銅山内に設けられたものである。大阪府の八組合は東京府の十六組合に比較して過少に失する感があるが大正十年上半

期に至つて東京府に二組合設立せられたるに對して大阪府に於ては六組合の設立を見るに至つた。長崎縣の五組合に關しては甚だ疑ひなきを得ぬ。昨年の調査の節も亦本年の調査の節も一組合を除いた四組合よりは何等の通信に接しない。而も長崎市内に三組合が存立してゐるといふことが大なる疑問である。

次に一組合をも設立せられてゐない縣を擧ぐれば如左

東北地方	岩手、宮城、山形、福島
關東地方	千葉
中部地方	新潟
關西地方	滋賀、和歌山

中國地方 鳥取  
九州地方 福岡、佐賀

此等の諸縣に於ては更に大正十年六月に至るも一つの消費組合も設立せられなかつた。右の表を一瞥して不思議なのは和歌山縣、更に多數の工業都市を有する福岡縣に消費組合の存在してゐないことである。

更に之を都會地と田舎との間に於ける分布を見ると村に七組合、町に二十七組合にして其他の七十數個の組合は悉く市に存在してゐる。蓋し田舎に於ける購買組合は殆んど肥料其他生産原料を購入する組合であつて、假令生計用品を取扱ふことがあつても必ず他の組合と兼營せらるゝからであらう。

(二)種類

大正九年末本邦消費組合數約百拾參組合は其組合員の性質に依り左の如く分類することが出来る。

(イ)俸給生活者消費組合

此種組合は純然たる俸給生活者の組合であつて俸給生活者ならざるものは一人も包含せない組合である。各地の大郵便局に在る遞友購買組

合爲替貯金本支局に在る購買組合、尙教員のみを以て組織せる京都市の旭購買組合、長野市の旭購買組合——兩者共名稱が同じなのは不思議であるが——も此種組合に包含せられてゐるが此他は殆んど組合存在地の各種官公廳に勤務する官公吏、各種學校教員合同の組合であつて其他の俸給生活者をも含めてゐるのは極めて少數であるから此種組合は或は役人消費組合と言ふ方がより適當であるかも知れん。此種類に屬する組合は三十四組合である。

(ロ)市民消費組合

此種組合は有らゆる職業の人を包含してゐる組合を言ふのであるが其實其大多數は其組合員の大多數を官公吏を主とする俸給生活者に求めてゐる組合である。尙此組合中には在郷軍人を主とする若しくは現役及在郷軍人を以て組織せる熊本市の銀杏城購買組合、福山市の福山購買組合、京都市の平安購買組合、名古屋市の名古屋衛戍購買組合等純労働者を多數に包む大阪市の共益社並に鐵道従業員を主とする大宮購買組合をも含めて置いた。

此種類に屬する組合數は三十三組合である。

(ハ)會社附屬消費組合

此種組合は一會社一經營の下に従業員の組織

せる組合であつて其程度こそ異なれ會社より何分の保護を受けてゐる組合であり、組合員の六割乃至九割は純労働者であつて他は職員階級の人である。此種組合に屬するもの十三組合である。

(ニ)純労働者消費組合

此種組合は純労働者の自發的に組織し純労働者の爲めに純労働者に依つて經營せられてゐる消費組合である。大正九年末までは東京市の月島購買組合、共働社、秋田市の秋田共濟購買組合の三組合に過ぎない。

斯くの如く觀察して來ると本邦の消費組合は大多數官公吏の消費組合であつて當然此運動の中心勢力とならなければならぬ労働者階級の組合は未だ萌芽時代に過ぎないことを知る。本邦消費組合の只日用品廉賣組合に過ぎずして其理想精神のなき又故あるかなと思ふのである。

(三)組合員數

調査し得た六十五組合の大正九年末組合員總數は五萬壹千三百四十五人にして一組合平均人員七百八十九名である。斯くして觀ると普通の我國消費組合の組合員數が可

なり有るように想像せらるゝが事實は三  
四百人以下の組合が過半数を占めてゐる  
左に其大勢を示さう。

一、〇〇〇人以上	組合	一二
一、〇〇〇人未満七〇〇人以上	組合	四
七〇〇人未満五〇〇人以上	組合	五
五〇〇人未満三〇〇人以上	組合	一九
三〇〇人以下	組合	二七

此等組合中最も多くは組合員を有する數  
個の組合を掲げれば如左。

浪速購買組合(大阪市)	七、〇六四 <sup>名</sup>
日本製鋼所員購買組合(室蘭區)	五、三六三
小坂鑛山購買組合(秋田縣)	三、五五二
各宗社(東京市)	三、三七一
共同會(東京市)	三、〇一七
共榮社(東京市)	二、八六三
名古屋選友購買組合(名古屋市)	二、〇一九

尙此外東京市の爲替貯金局購買組合は約五千  
の組合員を有する筈である回答に接しないので  
掲げることが出来なかつた。

次に此等六十五組合の職業別組合員數を  
示せば、水産十名、農業五十二名、工業二  
千六百六十三名、商業六千四百十五名、雜  
業四萬二千二百五名である。乃ち雜業は全  
體の八二・二%を占め其約九割は廣義の体

産業組合

給生活者である。

(四)資金

出資一口金額は最高三十五圓より最低十錢ま  
で、あつて如左。

三五 <sup>円</sup>	組合	一五	組合	三	組合	二
三〇	組合	一〇	組合	〇・一	組合	四
二〇	組合	五	組合	一〇	組合	一

乃ち組合總數の約半数は十圓である。東京、大  
阪等の大都會に於ては二十圓乃至三十圓が普通で  
ある。十錢の組合は全部各地の選友購買組合及  
爲替貯金局購買組合である。

次に組合の事業資金たる拂込出資金各種  
積立金及借入金(大正九年末)の状態を左  
に表示しよう。

六十組合	百分	一組合
の合計	比	平均額
拂込出資金	七、九六五、八六六	五、三三三、四九七、七三三
各種積立金	一、七〇八、四三〇	八、七一一、九五二、三三三
借入金	四、八七、八〇三、〇三〇	三、六〇〇、八、一三〇、〇八四
合計	一、三、四、八七五、三六二	一、〇〇〇、三、五八一、〇八五

乃ち自家の資金は六四%に對し借入金は三六  
%を示してゐる。大正八年度の調査の結果自家  
資金は四八・一九%に對する借入金の五一・八一  
%であつたが大正九年度は甚だしく自家資金殊  
に拂込出資金が増加してゐるやうである。

(五)事業概況

大正九年の賣却額に關し回答を得し五十七組  
合の同年總賣却額は九百三十七萬八千三百十二  
圓九十六錢六厘であつて一組合平均賣却額は十  
六萬四千五百三十一圓八十錢六厘である。右五  
十七組合の一組合平均員數は八百八十五名であ  
るから一組合員平均賣却額は百八十五圓九十一  
錢一厘となる

賣却額の最も多い數組合を擧ぐれば如左  
日本製鋼所員購買組合(室蘭區) 二、三四、三三、五〇〇<sup>円</sup>  
共同會(東京市) 八七三、四六、〇〇〇  
共榮社(東京市) 八四六、九七、〇〇〇  
各宗社(同) 七五九、九三、五八  
小坂鑛山購買組合(秋田縣) 五四五、三三、三三  
(但し八月一日より十二月三十一日迄)  
日光精銅所共同購買組合(栃木縣) 四七、八六、八三

次に地方に於て賣却の最も多い數組合を  
擧ぐれば左如。

鯉城購買組合(廣島市)	三七〇、二九、三三 <sup>円</sup>
岡山購買組合(岡山市)	一五八、四七、八三
岐阜協會(岐阜市)	一五三、五三、〇〇〇
協同會(金澤市)	一四三、三三、九〇

又一人當り賣却額は二、三十圓の組合よ  
り多きは五百五十五圓の組合までであるが  
今此間を九階段に分ちて各組合を分類す



れば左の如くである。

五〇圓未満	八	組合
五〇圓以上一〇〇圓未満	四	
一〇〇圓以上一五〇圓未満	八	
一五〇圓以上二〇〇圓未満	七	
二〇〇圓以上二五〇圓未満	一	
二五〇圓以上三〇〇圓未満	三	
三〇〇圓以上三五〇圓未満	二	
三五〇圓以上四〇〇圓未満	三	
四〇〇圓以上	三	

乃ち二百圓前後が最も多數を示めてゐる、五十圓未満も可なりあるが此大部分は大正九年中に設立せられたもので、事實事業開始以來半年も経過してゐないからであつて、例外を見なければならぬ。

一人當り賣却額は如何なる種類の組合にも優して會社附屬の組合に多い殊に偏鄙な地方に於ける此種組合に多い、而して又大都會に於ける組合よりも中都會小都會に於てける組合に概して多い。

取扱物品は米麥を主として醤油、味噌、鹽砂糖、酒、薪炭等が最も多く此等は殆んど全部の組合の取扱ふところであるが尙其他日常品の殆んど全部を取扱つてゐる組合もある。概して言へば大都會より中都會、小都

會田舎へと行くに従つて取扱物品の範圍は廣くなつて行き遂に偏鄙な地方に於ける會社附屬の組合に至つて最も甚だしく取扱物品の範圍が廣められてゐる。然し賣上額から言へば全體を通じて米が最も多く總賣上額の五割乃至七割を占めてゐる。従つて我國一般の購買組合を『肥料購買組合』なりと言ひ得るならば同様の程度に於て我國の消費組合を以て『米消費組合』なりと言ひ得るであらう。斯様な状態であるから米價の騰落の常ならざることが我國消費組合の上に如何に悪しき影響を及ぼすものであるかを推知し得るであらう。

加工事業としては精米が多く殆んど有らゆる組合に行はれてゐる。更に靴、洋服、下駄、味噌、醤油等の加工を行つてゐる組合もある。醤油の醸造は從來どうしたものか産業組合には免許しない方針であるのか消費組合に於ても殆んど醤油の醸造は行はれてゐないやうである。本年の産業組合大會に於ても醤油の醸造を産業組合に許可せらるる様に其筋に建議することゝいふ議案が出

た程である。然るに調査した組合の中只一つ東京市の共同會には之れが許されてゐる。